

公益社団法人日本伝熱学会情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本伝熱学会（以下「本学会」という。）が「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定，平成9年12月16日一部改正，平成18年8月15日一部改正）及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ，平成9年12月16日一部改正，平成10年12月4日一部改正，同12年12月26日一部改正，平成18年8月15日一部改正）に定めるところによる情報公開に関する事項を規定する。

(管理)

第2条 本学会の情報公開に関する事務は、総務担当副会長が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び備え置き)

第3条 本学会の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、情報公開に係る資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 計算書類
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書

2. 前項の資料は次のものとする。

- (1) (1)，(2)及び(3)については、可能な限り最新の状態のもの
- (2) (5)及び(7)については、「公益法人会計基準」に準拠し作成されたもの

3. 第1項の資料のうち(4)及び(5)については、当該事業年度終了後3カ月以内に備え、5年間備え置くものとし、(6)及び(7)については、当該事業年度の開始後3カ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 本学会の公開する情報の閲覧場所は、本学会の事務所とする。

2. 閲覧の日は、本学会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前11時から午後5時までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第5条 本学会の公開する情報の閲覧を希望する者から第3条に定める資料の閲覧の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 別紙様式1に定める閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受ける。
 - (2) 事務局職員は、閲覧申請書が提出されたときは、別紙様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載する。
2. 第3条第1項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条第1項に掲げる資料に限定している旨を説明する。
 3. 第3条第1項に掲げる資料の内容等に関して説明を求められた場合には、総務担当副会長又はその指示する者が応答し、別紙様式3に定める質疑応答記録簿に記載し整理する。

附 則

この規程は、平成17年9月3日から施行する。

別紙様式 1

資料閲覧申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本伝熱学会

会長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事業所等の所在地)

〒

TEL ()

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

日本伝熱学会情報公開規程第 5 条の規定に基づき、下記のとおり資料の閲覧を申請します。

記

1 請求する資料の名称等

(情報公開規程第 3 条の中から閲覧する資料を選び記載して下さい。)

※この欄は記入しないでください。

担当者	
備考	

